

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る 県の成果目標（案）について

① 施設入所者の地域生活への移行	
国の指針 令和8年度目標	県の成果目標 令和8年度目標
地域生活に移行する者 ・ 令和4年度末の施設入所者の6%以上 ※国の指針に基づき算出した場合 2,173人（R4年度末入所者）×6%=130人 ※第6期障害福祉計画に係る指針 【目標】 令和元年度末の施設入所者数の6%以上	圏域計画を基本として166人とする。 （令和4年度末入所者の <u>7.6%</u> ） ※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】 R2～R5（220人）9.8% 【実績】 R2～R4（73人）3.4%
施設入所者数の減少数 ・ 令和4年度末の施設入所者の5%以上 ※国の指針に基づき算出した場合 2,173人（R4年度末入所者）×5%=108人 ※第6期障害福祉計画に係る指針 【目標】 令和元年度末施設入所者数の1.6%	圏域計画を基本として148人とする。 （令和4年度末の入所者の <u>6.8%</u> ） ※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】 R2～R5（146人）6.5% 【実績】 R2～R4（83人）3.7%
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
国の指針 令和8年度目標	県の成果目標 令和8年度目標
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内 の地域における平均生活日数 ・ 325.3日以上 ※第6期障害福祉計画に係る指針 【目標】 316日以上	325.3日以上 ※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】 316日以上 【実績】 325.3日（令和2年度）
精神病床における1年以上の入院患者数 ・ 国指針の定める算定式により算出 ※第6期障害福祉計画に係る指針 上記と同様	（65歳以上）1,190人 （65歳未満）737人 ※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】 （65歳以上）1,097人 （65歳未満）673人 【実績】 （65歳以上）1,303人 （65歳未満）802人

国の指針 令和8年度目標	県の成果目標 令和8年度目標
<p>精神病床における退院率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院後3か月 68.9%以上 ・入院後6か月 84.5%以上 ・入院後1年 91.0%以上 <p>※第6期障害福祉計画に係る指針</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院後3か月 69.0%以上 ・入院後6か月 86.0%以上 ・入院後1年 92.0%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院後3か月 68.9%以上 ・入院後6か月 84.5%以上 ・入院後1年 91.0%以上 <p>※第6期障害福祉計画の進捗状況</p> <p>【目標】 【実績】 (R元)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院後3か月 69.0% (68.6%) ・入院後6か月 86.0% (83.4%) ・入院後1年 92.0% (90.9%)

③ 地域生活支援の充実に関すること	
国の指針 令和8年度目標	県の成果目標 令和8年度目標
<p>地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備 ・コーディネーターの配置 ・年1回以上の運用状況の検証・検討を実施 <p>※第6期障害福祉計画に係る指針</p> <p>【目標】</p> <p>令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備しつつ、年1回以上の運用状況の検証・検討を実施</p>	<p>各圏域に1か所以上整備、コーディネーターの役割を担う者を配置、更に年1回以上の運用状況の検証・検討を実施し、拠点の機能強化を図る。</p> <p>※第6期障害福祉計画の進捗状況</p> <p>【目標】 各圏域に体制を整備、年1回以上の検証・検討を実施。</p> <p>【実績】 10圏域【74市町村】</p> <p>各圏域年1回以上の検証・検討実施</p>
<p>強度行動障がい者の支援の充実に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は各圏域においてその状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。 <p>※今回の指針で新たに追加</p>	<p>各圏域でアンケート調査等の実施により、強度行動障がい者の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。</p>

④ 福祉施設から一般就労への移行	
国の指針 令和8年度目標	県の成果目標 令和8年度目標
<p>一般就労への移行者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度の移行者数の1.28倍以上 ※国の指針に基づき算出した場合 314 (R3年度移行実績) × 1.28 = 401人 <p>※第6期障害福祉計画に係る指針 【目標】 令和元年度の移行者数の1.27倍以上</p>	<p>圏域計画を基本として458人とする。 (R3年度実績の<u>1.46倍</u>)</p> <p>※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】421人 (265人 (R元) の1.59倍) 【実績】338人 (265人 (R元) の1.28倍)</p>
<p>就労移行支援事業から一般就労への移行者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度移行者数の1.31倍 ※国の指針に基づき算出した場合 172 (R3年度移行実績) × 1.31 = 225人 <p>※第6期障害福祉計画に係る指針 【目標】 令和元年度の移行者数の1.30倍以上</p>	<p>圏域計画を基本として242人とする。 (R3年度実績の<u>1.41倍</u>)</p> <p>※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】203人 (134人 (R元) の1.51倍) 【実績】159人 (134人 (R元) の1.19倍)</p>
<p>就労継続支援 A型事業から一般就労への移行者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度移行者数の1.29倍 ※国の指針に基づき算出した場合 51 (R3年度移行実績) × 1.29 = 65人 <p>※第6期障害福祉計画に係る指針 【目標】 令和元年度の移行者数の1.26倍以上</p>	<p>圏域計画を基本として88人とする。 (R3年度実績の<u>1.73倍</u>)</p> <p>※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】66人 (26人 (R元) の2.54倍) 【実績】64人 (26人 (R元) の2.46倍)</p>
<p>就労継続支援 B型事業から一般就労への移行者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度移行者数の1.28倍 ※国の指針に基づき算出した場合 81 (R3年度移行実績) × 1.28 = 103人 <p>※第6期障害福祉計画に係る指針 【目標】 令和元年度の移行者数の1.23倍以上</p>	<p>圏域計画を基本として109人とする。 (R3年度実績の<u>1.35倍</u>)</p> <p>※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】131人 (93人 (R元) の1.41倍) 【実績】102人 (93人 (R元) の1.10倍)</p>

国の指針 令和8年度目標	県の成果目標 令和8年度目標
<p>就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行支援事業の50%以上 <p>※今回の指針で新たに追加</p>	<p>圏域計画を基本として就労移行支援事業所の50%以上とする。</p>
<p>地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制の構築をするため、協議会を活用</p> <p>※今回の指針で新たに追加</p>	<p><u>自立支援協議会の就労支援部会</u>の場を活用し、<u>地域就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制の構築</u>を目指します。</p>
<p>就労定着支援事業の利用者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度利用者の1.41倍 <p>※今回の指針で新たに追加</p>	<p>圏域計画を基本として178人とする。 (R3年度実績の<u>1.84倍</u>)</p>
<p>就労定着支援利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上の事業所の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労定着支援事業所の25%以上 <p>※今回の指針で新たに追加</p>	<p>圏域計画を基本として就労定着支援事業所の25%以上とする。</p>

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等	
国の指針 令和8年度目標	県の成果目標 令和8年度目標
<p>児童発達支援センターの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村に1か所以上設置。市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない。 <p>※第6期障害福祉計画に係る指針 【目標】上記と同様</p>	<p>全ての市町村において、児童発達支援センターを利用できる体制を整備</p> <p>※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】上記と同様 【実績】5圏域で体制整備</p>
<p>保育所等訪問支援を利用できる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築。 <p>※第6期障害福祉計画に係る指針 【目標】上記と同様</p>	<p>全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を整備</p> <p>※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】上記と同様 【実績】8圏域で体制整備</p>

国の指針 令和8年度目標	県の成果目標 令和8年度目標
<p>障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村（圏域も可能）において、障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築のため、以下のような取組を実施 <p>①児童発達支援センターが地域におけるインクルージョンの中核機関として、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校及び特別支援学校等（以下、「保育所等」という。）に対し、専門的支援や助言の実施</p> <p>②児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制づくり</p> <p>※今回の指針で新たに追加</p>	<p>圏域ごとに全ての市町村において、推進体制（国の指針を参考に）の整備・充実</p>
<p>主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村に少なくとも1か所以上確保。市町村単独での設置が困難な場合には圏域での確保であっても差し支えない。 <p>※第6期障害福祉計画に係る指針 【目標】上記と同様</p>	<p>全ての市町村において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを利用できる体制を整備</p> <p>※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】上記と同様 【実績】7圏域で体制整備</p>
<p>医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児支援のための関係協議の場の設置及びコーディネーターの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県に医療的ケア児支援センターを設置、保健・医療・障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置。県及び市町村に医療的ケア児等コーディネーターの配置。 <p>※第6期障害福祉計画に係る指針 【目標】上記と同様（医療的ケア児支援センターの設置を除く）。</p>	<p>①県医療的ケア児等支援センターを維持 ②県及び圏域ごとに設置した、協議の場を継続 ③コーディネーターを県及び全圏域で配置</p> <p>※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】上記②、③と同様 【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県医療的ケア児等支援センターを設置 ・県及び圏域ごとに協議の場を設置 ・コーディネーターを県に2名配置及び3圏域・1地域・1村が計8名配置

国の指針 令和8年度目標	県の成果目標 令和8年度目標
都道府県において難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築 ※第6期障害福祉計画に係る指針 上記と同様	現在の体制を維持(「長野県難聴児支援センターを設置済」)
障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置 ※今回の指針で新たに追加	県が移行調整の協議の場を設置

⑥ 相談支援体制の充実・強化等	
国の指針 令和8年度目標	県の成果目標 令和8年度目標
基幹相談支援センターの設置 ・各市町村又は各圏域に設置 ※今回の指針で新たに追加	全ての圏域において、基幹相談支援センターの設置

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
国の指針 令和8年度目標	県の成果目標 令和8年度目標
サービスの質の向上のための体制構築 ①障害福祉サービス等に係る各種研修への職員参加 ②障害者自立支援審査支払等システム等の分析・共有 ③事業所指導監査結果の関係市町村との共有 ※第6期障害福祉計画に係る指針 上記と同様	①77市町村で実施 ②49市町村で実施 ③県において年1回実施 ※第6期障害福祉計画の進捗状況 【目標】①77市町村で実施 ②47市町村で実施 ③県において年1回実施 【実績】①50市町村で実施 ②30市町村で実施 ③県において年1回実施